

令和6年度答申第15号

令和7年 3月 7日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年7月24日付け松教生総第112号をもって諮問のあった個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年3月17日付け個人情報開示請求書により、「私と松戸市とが当事者となった国家賠償請求訴訟である第三審最高裁令和〇年（〇）第〇〇〇号・令和〇年（〇）第〇〇〇号、第二審東京高等裁判所令和〇年（〇）第〇〇〇号、第一審千葉地方裁判所松戸支部平成〇〇年（〇）第〇号の訴訟記録一切（第1審から第3審まで）。たとえば、訴状、答弁書、準備書面、証拠説明書、書証の写し、期日呼出状、代理人指定書、訴訟委任状、控訴状、控訴理由書、上告状兼上告受理申立書、上告理由書、上告受理申立て理由書など、一切。いわゆる1件記録。」について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定により、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年5月16日付け個人情報非開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月15日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年8月16日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象個人情報の記録を個人情報

開示の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象個人情報記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

本件の開示請求書に記載した民事訴訟も含めて、松戸市の職員（指定代理人）が出頭または傍聴している際に、訴訟記録のファイルを持って来てそのファイルに編綴された記録を見ながら口頭弁論に臨んでいることを審査請求人は何度も視認している。本件開示請求の対象となった民事訴訟は、市長部局の行政経営課（行政訟務を所掌している。）の職員だけではなく、松戸市教育委員会の指導課（現在は児童生徒課と学習指導課に分かれている）の職員も指定代理人を務めていることからすると、少なくとも、本件の開示請求を満たすものが処分庁において取得・作成されており、松戸市が当事者となった訴訟記録であるという文書の重要性からして未だに保存期間が経過しておらず保有されていると考えられる。

したがって、条例第 11 条の 3 第 2 項の規定により準用される松戸市情報公開条例（平成 13 年松戸市条例第 30 号）第 10 条第 2 項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」には該当しない。

本件の開示請求の対象となった民事訴訟がいじめ問題やいじめの隠蔽問題について審査請求人が松戸市に勝訴してその賠償金及び遅延損害金を教育長及び当時の指導課長に求償するよう求めた住民訴訟が係属中であることからしても、あえて保有していないとして、徹底的にいじめを隠蔽し、いじめの隠蔽をさらに隠蔽するために行われたものというべきであり、違法である。

請求対象個人情報の記録が取得も作成もともにしていないのか、取得または作成したが廃棄したのかが記載されておらず、理由附記の不備がある。万が一にも、指定代理人を務めた職員個人の持ち物にすぎないと判断したのであれば、その旨を理由附記すべきであって、単に公文書を保有していないとするだけの理由附記では不十分である。いわゆる 1 件記録は存在するが、指定代理人個人の持ち物であって、公文書に当たらないから、開示請求の対象となる個人情報の記録に該当しない、との旨を理由附記すべきであったのにこれを怠った違法がある。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

教育委員会が保存している当該訴訟に関する記録については、内部の意思決定や賠償金の支払いなどの決裁において、それを判断するのに必要な最低限度の参考資料として添付し保存しているものであり、本件開示請求の対象である、いわゆる 1 件記録として保存しているものではない。

また、公文書とは、条例第 2 条第 7 号によれば、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいうところ、当該訴訟に関する記録については、指定代理人となった職員が訴訟に臨むにあたり個人的に保有しているものであり、組織的に保有しているものではないから、公文書ではなく、条例第 11 条の 3 第 2 項の規定により準用する松戸市情報公開条例第 10 条第 2 項に該当するため、非開示となる。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

- (1) 本件において開示請求書に記載されていた個人情報の内容が、「私と松戸市とが当事者となった国家賠償請求訴訟である第三審最高裁令和〇年（〇）第〇〇〇号・令和〇年（〇）第〇〇〇号、第二審東京高等裁判所令和〇年（〇）第〇〇〇号、第一審千葉地方裁判所松戸支部平成〇〇年（〇）第〇〇〇号の訴訟記録一切（第 1 審から第 3 審まで）。たとえば、訴状、答弁書、準備書面、証拠説明書、書証の写し、期日呼出状、代理人指定書、訴訟委任状、控訴状、控訴理由書、上告状兼上告受理申立書、上告理由書、上告受理申立て理由書など、一切。いわゆる 1 件記録。」であったことから、処分庁は、1 件記録について探索を行い、1 件記録としての文書がなかったことから、文書不存在として非開示決定を行っている。

1 件記録とは、ある裁判事件の一切の訴訟記録を綴ったものをいう。そして、1 件記録は、訴状・答弁書・準備書面・書証・判決書などの各

種訴訟記録により構成されている。

個人情報の開示請求の手續等については、条例第11条の3第2項において、松戸市情報公開条例の規定を準用するとしており、松戸市情報公開条例第6条第1項第2号は、開示請求手続きにあたり、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載するとしている。

処分庁は、開示請求者の意図を確認するために、請求内容についての確認を行ってから文書の特定を行うなどの対応を行うべきであり、これらの対応を何ら行わずに、1件記録としての公文書が存在していないことをもって非開示とした本件処分は狭く解釈した対応であったと言わざるを得ない。また、本件開示請求の中で、具体的な訴訟における書類の名称が例示されていることからしても、開示請求者が、各種訴訟記録の開示を求めていることは容易に想像できたといえ、各種訴訟記録の探索を行わなかったことも、杓子定規にすぎる対応であるといえる。

- (2) また、処分庁は各種訴訟資料については、指定代理人となった職員個人が保有している文書であり組織的に保有していないとして、当該文書の非公文書性を主張している。

条例第2条第7号において、公文書は「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。」と定義されている。

ここで「市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、つまり、当該市の機関の組織において、業務上必要なものとして、他の職員と組織的に共用し、利用または保存されている状態のものをいう。

とすると、複数の担当者や職員が共通に使用する文書や引継ぎがなされる文書については、組織共用文書に当たるものと解される。そして、訴訟についての記録等が全く共有されていないということは通常考え難いことから、あらためて公文書の該当性について検討すべきである。

- (3) 以上より、当審議会は、各種訴訟記録につき特定を行い、改めて開示の判断をすべきと判断する。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月24日	諮問書の受理
令和 6年11月 6日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6年12月 2日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月10日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 7年 2月 7日	第4回審議会（審議）
令和 7年 3月 7日	第5回審議会（審議）